

# 「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」について

## 1 現所有者について

- (1) 固定資産税は、賦課期日（毎年1月1日）現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方（以下「所有者」という。）に課税することになります。
- (2) 所有者が死亡している場合には、その土地又は家屋を現に所有している者（現所有者）が、固定資産税の納税義務者となります。主として相続人がこれに該当します。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、現所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。  
（遺産分割が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。）
- (4) この申告は納税義務を変更するもので、相続登記とは一切関係ありません。遺産分割協議が終了しましたら、すみやかに法務局で相続登記の手続きをしていただきますようお願いいたします。  
相続登記後は、賦課期日において、新たに登記簿に登記された所有者が納税義務者となります。

※相続税の申告については、所管の税務署にお問い合わせください。

## 2 相続人代表者指定届兼現所有者申告書について

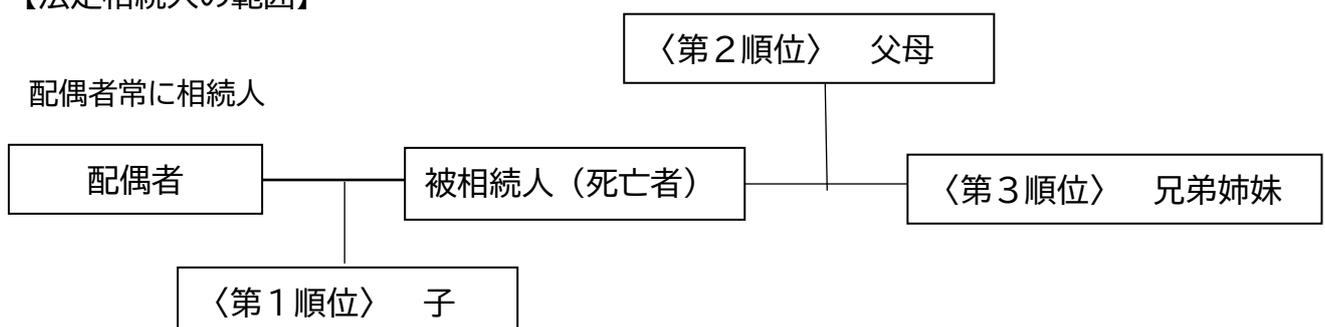
### (1) 申告書の書き方

- ・相続人代表者指定届兼現所有者申告書に必要事項を記入してください。
- ・土地又は家屋を所有していた方（亡くなられた方）の氏名、死亡したときの住所及び死亡年月日をご記入ください。
- ・相続人の欄には「法定相続人の範囲」を参照して相続人をご記入ください。
- ・被相続人（亡くなられた方）との続柄の欄をご記入ください。

例) 妻、子（養子）、父、弟など

- ・相続人代表者は相続人の中から代表者の方をご記入ください。なお、代表者を決定するにあたっては、相続人の方全員と協議のうえ決定してください。

### 【法定相続人の範囲】



配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の血族相続人は、第1順位、第2順位、第3順位の順で相続します。一般的な相続人は次の3通りになります。

配偶者  (夫・妻)	+	第1順位 【子】 死亡している場合には、子の直系卑属（孫、ひ孫等）
		第2順位 【父母】 死亡している場合には、直系尊属（祖父母、曾祖父母等）
		第3順位 【兄弟姉妹】 死亡している場合には、兄弟姉妹の子（甥・姪）

- ・配偶者（※1）は、常に相続人となる。（民法第890条）
- ・第2順位及び第3順位の父母と兄弟姉妹は前の順位の相続人がいない場合にのみ相続人となる。ただし、第1順位の子が死亡している場合には、子の直系卑属（子や孫など）が、父母死亡している場合には父母の直系尊属が、兄弟姉妹が死亡している場合には兄弟姉妹の子（被相続人の甥姪まで）が各々の相続権を引き継いで相続人になる。
- ・第1順位、第2順位及び第3順位の血族相続人があるときは、それらの者と共同相続する。（民法第900条第1項から第3項）
- ・※1 この配偶者は、法律上の配偶者であって、内縁の関係にある者は入らない。

## （2）添付書類等について

- ・法定相続どおりに相続をされる場合は次の書類を添付して提出してください。  
被相続人の出生から死亡までが記載された戸籍と各相続人の相続関係を示す戸籍（コピー可）
- ・相続放棄している場合は、裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写し又は「相続放棄申述受理証明書」の写し

※ご不明な点がございましたら、下記 固定資産税係までご連絡ください。

【申告書提出先及び連絡先】 〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2  
高浜町役場 税務課 固定資産税係  
TEL：07707-72-7707  
Mail：zeimu@town.takahama.lg.jp